

議案第16号

三宅町人権尊重のまちづくり条例の制定について

三宅町人権尊重のまちづくり条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年3月4日提出
三宅町長 森 田 浩 司

三宅町人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めている日本国憲法の理念にのっとり、人権尊重のまちづくりの推進について、町の責務及び町民の役割を明らかにするとともに、町民の人権尊重意識の高揚を図るための施策の推進に関し必要な事項を定め、もって人権が尊重されるまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は前条の目的を達成するため、あらゆる施策を実施するに当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、町民の人権尊重意識の高揚に努め、人権尊重のまちづくりを推進する責務を有する。

(町民の役割)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重し、人権が尊重されるまちづくりの実現に積極的な役割を果たすものとする。

(推進体制の充実)

第4条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、関係団体との連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第5条 町は、町民の人権尊重意識の高揚を図るため、関係団体と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育の推進を図るとともに、人権啓発活動の充実に努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。